

第54号議案

品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

平成29年12月15日付けで旅館業法の一部改正法律が公布され、平成30年1月31日付けで旅館業法施行令の一部改正政令および旅館業法施行規則の一部改正省令が公布された。また、同日付で構造設備基準などの目安を示した技術的助言「旅館業における衛生等管理要領」についても改正された（これらの施行は平成30年6月15日施行）。これらにより、旅館業の種別の変更や客室等の構造設備基準について大幅な見直しが行われたため。

2. 改正内容

宿泊施設の多様化、新たな宿泊形態への対応、住民トラブル防止、区民ニーズへの対応等の観点から、旅館業施設の構造、衛生措置基準等については次のとおり見直す。

(1) 旅館・ホテル営業施設の基準見直し

旅館業法等の改正に伴い、「ホテル営業」と「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合され、その構造設備基準は、現行法上の旅館営業の基準に合わせたものとなる。このことから、区においても同様の方向性で構造設備基準を見直すこととし、旅館業法等の改正趣旨を踏まえ、旅館営業では必要ない食堂・調理場の規定等を削除する。

また、玄関帳場（フロント）については、旅館業法施行令の改正により、ICTを活用した代替機能を有する設備が認められたことから、必置設備とせず、設置する場合の位置を示すよう改める。

(2) 数値規定の見直し

現行では炭酸ガス濃度、照度、便所数、共同洗面数、客室の定員等、具体的数値基準が定められているが、法令等の改正趣旨を踏まえ、改正された「旅館業における衛生等管理要領」に準じて、数値的な規制から定性的な規制に改める。

(3) 「旅館業における衛生等管理要領」における措置規定の明文化

感染予防の観点から、洗面所および便所の手洗い設備には、石ケン、ハンドソープ等を備えるものとする。

宿泊施設の多様化を考慮し、玄関帳場等の設置規定が適用されない簡

易宿所営業および下宿営業については、緊急時における迅速な対応を可能とする体制を確保することとする。

(4) 宿泊施設の多様化に対応する区独自規定

戸建て住宅や集合住宅の1室を活用するなど、新たな宿泊形態への対応および住民トラブル防止の観点から、施設名称の掲示および賃貸借契約書等の添付を新たに義務づける。

3. 施行日

公布の日

4. 関連規則の改正

(1) 品川区旅館業に関する条例施行規則

- ・「申請書の添付書類」を追加
- ・「1客室あたりの有効面積」を削除
- ・「浴槽の衛生措置」を追加

(2) 品川区保健所長委任規則

- ・「宿泊者の衛生に必要な措置の基準の特例承認」を削除

5. その他

警察との連携

平成30年4月26日に管内5署（品川、大井、大崎、荏原、湾岸）とテロ対策として宿泊者名簿の記載項目の追加について協議。

旅館業法で営業者は、滞在者名簿を備え滞在者の氏名、住所及び職業ならびにその国籍及び旅券番号を記載することとしていることに加え、品川区の条例施行規則で、記載事項に性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名を追加している。

品川区旅館業に関する条例の一部改正について（主な内容）

【国の動き】

○規制改革会議提言（平成28年12月）⇒旅館業法に係る構造設備基準等の規制全般についてゼロベースで見直すこと。

- ・客室の最低数、寝具・客室の境の種類の規制については、撤廃。
 - ・客室の最低床面積は、ベッドの有無に着目した規制に改める。
 - ・入浴設備については、規制の緩やかな旅館の水準に統一。また、感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の規制は撤廃。
 - ・玄関帳場は、数値による規制は撤廃。また、ICTの活用等により対面でのコミュニケーションに代替する方策について具体的に検討し、ICTの活用等による適用除外を認める。
 - ・宿泊施設の多様化および民泊との整合性
- ※以上の考え方を踏まえて、関係法令を改正



【品川区旅館業に関する条例の改正】

関係法令の改正に伴い、宿泊施設の多様化や新たな宿泊形態への対応、住民トラブル防止、区民ニーズへの対応等の観点から、旅館業施設の構造、衛生措置基準等について次のとおり見直す。

1 旅館・ホテル営業施設の基準見直し

旅館業法等の改正に伴い、「ホテル営業」と「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合され、その構造設備基準は、現行法上の旅館営業の基準に合わせたものとなる。このことから、区においても同様の方向性で構造設備基準を見直すこととし、旅館業法等の改正趣旨を踏まえ、旅館営業では必要ない**食堂・調理場の規定等を削除**する。（旧第7条第1項第2号、第3号）

また、玄関帳場（フロント）については、旅館業法施行令の改正により、ICTを活用した代替機能を有する設備が認められたことから、必置設備とせず、**設置する場合の位置を示す**よう改める。（第7条第1項）

2 数値規定の見直し

現行では炭酸ガス濃度、照度、便所数、共同洗面数、客室の定員等、具体的な数値基準が定められているが、法令等の改正趣旨を踏まえ、改正された「旅館業における衛生等管理要領」に準じて、**数値的な規制から定性的な規制に改める**。（第4条第1項第2号、第6号、第7条第9号ウ他）

3 「旅館業における衛生等管理要領」における措置規定の明文化

感染予防の観点から、洗面所および便所の**手洗い設備には、石ケン、ハンドソープ等を備えるものとする**。（第4条第1項第8号、）
宿泊施設の多様化を考慮し、玄関帳場等の設置規定が適用されない簡易宿所営業および下宿営業については、**緊急時における迅速な対応を可能とする体制を確保することとする**。（第4条第3項）

4 宿泊施設の多様化に対応する区独自規定

戸建て住宅や集合住宅の1室を活用するなど、新たな宿泊形態への対応および住民トラブル防止の観点から、**施設名称の掲示および賃貸借契約書や管理組合等の承諾書等の添付を新たに義務づける**。（第6条、第1条の2）

新旧対照表

○品川区旅館業に関する条例

新	旧
<p>品川区旅館業に関する条例 平成24年3月26日 条例第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(申請書の添付書類)</u></p> <p><u>第2条 法第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は、申請書に、旅館業を営もうとする施設について土地および建物に係る登記事項証明書、賃貸借契約書の写しその他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示すものとして、規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(清純な施設環境の維持に関し配慮すべき施設)</p> <p>第3条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(清純な施設環境の維持に関し意見を求める者)</p> <p>第4条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第5条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>旅館業</u>の施設については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>(アおよびイ省略)</p> <p>(2) <u>施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上または業務上の必要な照度を有すること。</u></p>	<p>品川区旅館業に関する条例 平成24年3月26日 条例第24号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(清純な施設環境の維持に関し配慮すべき施設)</p> <p>第2条 法第3条第3項第3号に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(第2項省略)</p> <p>(清純な施設環境の維持に関し意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項の条例で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項に規定する条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>営業</u>の施設については、次の換気措置を講ずること。</p> <p>(アおよびイ省略)</p> <p><u>ウ 客室内の空気中の炭酸ガス濃度は、0.15パーセント以下とすること。</u></p> <p>(2) <u>営業の施設の採光および照明については、次に掲げる照度を有すること。</u></p> <p><u>ア 客室、応接室および食堂 40ルクス以上</u></p> <p><u>イ 調理場および配膳室 50ルクス以上</u></p> <p><u>ウ 廊下および階段 常時20ルクス以上（深夜（午後11時から翌日の午前</u></p>

新	旧
<p>(3) <u>排水設備については、水流を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障がないようにすること。</u></p> <p>(第4号省略)</p> <p>(5) 寝具類については、次の措置を講ずること。 (アおよびイ省略) ウ 布団および枕は、<u>適切に洗濯、管理等を行う</u>こと。</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合については、次の措置を講ずること。 (アおよびイ省略)</p> <p>(7) 浴室については、次の措置を講ずること。 (ア省略) イ 浴槽水は、1日1回以上換水し、清掃すること。<u>ただし、規則で定める場合には、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。</u> (ウおよびエ省略) オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 (ア) から (エ) まで省略 (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 (オ) 省略 (カ省略)</p>	<p><u>6時までの間をいう。) においては、常時10ルクス以上)</u> エ <u>浴室、脱衣室、洗面所、便所、玄関等 20ルクス以上</u></p> <p>(3) <u>営業の施設については、次の防湿措置を講ずること。</u></p> <p>ア <u>排水設備は、水流を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障がないようにすること。</u> イ <u>客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にすること。</u></p> <p>(第4号省略)</p> <p>(5) 寝具類については、次の措置を講ずること。 (アおよびイ省略) ウ 布団および枕は、<u>適当な方法により湿気を除く</u>こと。</p> <p>(6) <u>客室に、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</u> ア <u>ホテル営業、旅館営業および下宿営業 規則で定めるところにより算定した1客室当たりの有効部分の面積(以下「有効面積」という。) 3平方メートルにつき1人</u> イ <u>簡易宿所営業 有効面積1.5平方メートルにつき1人</u></p> <p>(7) 客室にガス設備を設ける場合については、次の措置を講ずること。 (アおよびイ省略)</p> <p>(8) 浴室については、次の措置を講ずること。 (ア省略) イ 浴槽水は、1日1回以上換水し、清掃すること。</p> <p>(ウおよびエ省略)</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 (ア) から (エ) まで省略 (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 (オ) 省略 (カ省略)</p>

新	旧
<p><u>(8) 洗面所および便所の手洗い設備に清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用することができるよう備えること。</u></p> <p><u>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p><u>(10) 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p><u>(11) 旅館・ホテル営業以外の施設にあっては、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制をとること。</u></p> <p>2 営業者は、前項各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、<u>旅館業</u>の施設ごとに管理者を置かなければならない。この場合において、営業者は、自ら<u>旅館業</u>の施設（複数の<u>旅館業</u>の施設がある場合は、いずれかの<u>旅館業</u>の施設）の管理者となることができる。 （宿泊を拒むことができる事由）</p> <p><u>第6条</u> 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 （第1号および第2号省略） （営業者の遵守事項）</p> <p><u>第7条</u> 営業者は、公衆の見やすい場所に、<u>旅館業の施設の名称を掲げなければならない。</u></p>	<p><u>(9) 洗面所に清浄な湯水を十分に供給すること。</u></p> <p><u>(10) 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p><u>(11) 便所に備え付ける手拭い等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p>2 営業者は、前項各号に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、<u>営業</u>の施設ごとに管理者を置かなければならない。この場合において、営業者は、自ら<u>営業</u>の施設（複数の<u>営業</u>の施設がある場合は、いずれかの<u>営業</u>の施設）の管理者となることができる。 （宿泊を拒むことができる事由）</p> <p><u>第5条</u> 法第5条第3号の条例で定める事由は、次のとおりとする。 （第1号および第2号省略） （営業者の遵守事項）</p> <p><u>第6条</u> 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>
<p><u>(旅館・ホテル営業の施設に係る構造設備の基準)</u></p> <p><u>第8条</u> 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）<u>第1条第1項第8号</u>の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有すること。</u></p>	<p><u>(1) 客室の入口に室番号または室名を表示すること。</u></p> <p><u>(2) 客室に定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</u></p> <p><u>(3) 宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。</u></p> <p><u>(4) 営業の施設に営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。</u></p> <p><u>(ホテル営業の施設に係る構造設備の基準)</u></p> <p><u>第7条</u> 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「令」という。）<u>第1条第1項第11号</u>の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。</u></p> <p><u>(2) 宿泊者の定員および利用形態に応じた十分な広さを有するロビーおよび食堂を設置すること。</u></p> <p><u>(3) 調理場は、次の構造設備の基準に適合するものであること。</u></p>

新	旧
<p>(2) 客室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 1客室当たりの規則で定める構造部分の合計床面積は、令<u>第1条第1項第1号</u>に規定する面積以上であること。</p> <p><u>イ 収容定員に応じた十分な広さを有し、清掃が容易に行うことができる構造とすること。</u></p> <p><u>ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</u></p> <p>(3) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(4) 浴室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア <u>清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行うことができる構造とすること。</u></p> <p><u>イ 浴槽および洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水口を適切な位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 共同用の浴室またはシャワー室を設ける場合は、宿泊者の定員および利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</u></p> <p>(エ省略)</p> <p>(5) 客室にガス設備を設ける場合は、次の基準に適合すること。 (アおよびイ省略)</p> <p>(6) 便所は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア <u>防虫</u>および防臭の設備ならびに手洗いの設備を設けること。</p> <p><u>イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</u></p> <p><u>エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</u></p>	<p><u>ア 壁、板その他適当なものにより、他の部屋等から区画されていること。</u></p> <p><u>イ 宿泊者に食事を供給するために支障がない広さを有すること。</u></p> <p><u>ウ 出入口、窓その他開閉する箇所に防虫設備を、排水口に防ぞ設備を設けること。</u></p> <p><u>エ 十分な能力を有する換気設備を設けること。</u></p> <p>(4) 客室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 1客室当たりの規則で定める構造部分の合計床面積は、令<u>第1条第1項第2号イまたは第3号</u>に規定する面積以上であること。</p> <p><u>イ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</u></p> <p>(5) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(6) <u>寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。</u></p> <p>(7) 浴室は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア <u>洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造設備とすること。</u></p> <p><u>イ 共同用の浴室またはシャワー室を設ける場合は、宿泊者の定員および利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。</u></p> <p><u>ウ 和式浴室を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓および水栓を設置すること。</u></p> <p>(エ省略)</p> <p>(8) 客室にガス設備を設ける場合は、次の基準に適合すること。 (アおよびイ省略)</p> <p>(9) 便所は、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア <u>便所は、防虫</u>および防臭の設備ならびに手洗いの設備を設けること。</p> <p><u>イ 各階に共同便所を設置すること。ただし、全ての客室に便所を付設する階にあっては、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所について</u></p>

新	旧
<p><u>(7) 共同洗面所を設ける場合、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。</u></p>	<p><u>は、男子用および女子用を区分し、宿泊者の定員に応じて規則で定める数の便器を設置すること。</u></p> <p><u>(10) 共同洗面所を設ける場合は、規則で定める数の給水栓を設置すること。</u></p> <p><u>(旅館営業の施設に係る構造設備の基準)</u></p> <p><u>第8条 令第1条第2項第10号の条例で定める構造設備の基準は、客室と他の客室、廊下等との境界を壁、ふすま、板戸またはこれらに類するものを用いて区画することとする。</u></p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、旅館営業の施設に係る構造設備の基準については、前条第3号から第10号までの規定を準用する。この場合において、同条第3号中「調理場」とあるのは「調理場を設ける場合」と、同条第4号ア中「令第1条第1項第2号イまたは第3号」とあるのは「令第1条第2項第2号または第3号」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設に調理場を設ける場合の構造設備の基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 配膳に支障がない十分は広さを有する配膳室を付設すること。</u></p> <p><u>(2) 前号の配膳室に食器戸棚および高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。</u></p>
<p>(簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第9条 <u>令第1条第2項第7号</u>の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 客室は、収容定員に応じた十分な広さを有していること。</u></p> <p><u>(2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(3) 多数人で共用しない客室を設ける場合は、当該客室の延べ床面積が総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準については、<u>第8条第2号イおよびウならびに第3号から第7号まで</u>の規定を準</p>	<p>(簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第9条 <u>令第1条第3項第7号</u>の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</u></p> <p><u>(2) 1客室当たりの規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(3) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</u></p> <p><u>(5) 多数人で共用しない客室を設ける場合は、当該客室の延べ床面積が総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、簡易宿所営業の施設に係る構造設備の基準については、<u>第7条第3号、第4号イおよび第5号から第10号までならびに前条</u></p>

新	旧
<p>用する。</p> <p>(下宿営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第10条 令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、<u>客室が収容定員に応じた十分な広さであること</u>とする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、下宿営業の施設に係る構造設備の基準については、<u>第8条第2号イおよびウならびに第4号から第7号まで</u>の規定を準用する。</p> <p>(構造設備の基準に関する適用除外)</p> <p>第11条 <u>旅館・ホテル営業、簡易宿所営業または下宿営業について、その構造設備が第8条第6号(第9条第2項および前条第2項において準用する場合を含む。)</u>の基準による必要がないと区長が認めるときまたはこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときについては、これらの基準は<u>適用しないことができる。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>旅館・ホテル営業</u>および簡易宿所営業の施設のうち旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に規定するものについて、当該施設に係る構造設備の基準が第8条および第9条の基準による必要がないと区長が認めるときまたはこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときについては、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を<u>適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>旅館・ホテル営業 第8条第3号、第4号ウおよび第6号に規定する基準</u></p>	<p>用する。</p> <p>(下宿営業の施設に係る構造設備の基準)</p> <p>第10条 令第1条第4項第5号の条例で定める構造設備の基準は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>1客室当たりの規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。</u></p> <p>(2) <u>各客室には、押入れを設けること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、下宿営業の施設に係る構造設備の基準については、<u>第7条第3号、第4号イおよび第7号から第10号までならびに第8条第1項</u>の規定を準用する。<u>この場合において、第7条第3号中「調理場」とあるのは、「調理場を設ける場合」と読み替えるものとする。</u> <u>(宿泊者の衛生に必要な措置の基準に関する特例)</u></p> <p>第11条 <u>区長は、ホテル営業、旅館営業または簡易宿所営業の施設のうち季節的に利用されるものその他特別の事情があるものについては、第4条第1項第2号および第6号に規定する基準に関して、必要な特例を規則で定めることができる。</u></p> <p>(構造設備の基準に関する適用除外)</p> <p>第12条 <u>旅館営業、簡易宿所営業または下宿営業について、その構造設備が第8条第2項、第9条第2項および第10条第2項において準用する第7条第3号、第9号および第10号</u>の基準による必要がないと区長が認めるときまたはこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときについては、これらの基準は<u>適用しない。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>旅館営業</u>および簡易宿所営業の施設のうち旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第5条第1項各号に規定するものについて、当該施設に係る構造設備の基準が第8条および第9条の基準による必要がないと区長が認めるときまたはこれらの基準により難しく、かつ、公衆衛生上支障がないと区長が認めるときについては、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を<u>適用しない。</u></p> <p>(1) <u>旅館営業 第8条第2項において準用する第7条第3号、第5号、第6号、第7号イおよびウ、第9号ならびに第10号ならびに第8条第3項第1号に規定する基準</u></p>

新	旧
<p>(2) 簡易宿所営業 <u>第9条第1項第3号</u>ならびに同条第2項において準用する<u>第8条第3号、第4号ウおよび第6号</u>に規定する基準</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(2) 簡易宿所営業 <u>第9条第1項第1号および第5号</u>ならびに同条第2項において準用する<u>第7条第3号、第5号、第6号、第7号イおよびウ、第9号ならびに第10号</u>に規定する基準</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>